



在宅援助活動

利用の手引き



もりやファミリーサポートセンター

令和6年8月現在

《 目 次 》

もりやファミリーサポートセンターとは？	・ ・ ・ ・	2
利用するには	・ ・ ・ ・	3
入会の流れ	・ ・ ・ ・	4
会員の種類	・ ・ ・ ・	5
お約束	・ ・ ・ ・	6
援助活動の内容	・ ・ ・ ・	7
援助活動のしくみ	・ ・ ・ ・	8
援助活動の流れ	・ ・ ・ ・	9
利用料金の基準	・ ・ ・ ・	1 1
補償保険制度	・ ・ ・ ・	1 3
退会	・ ・ ・ ・	1 5

もりやファミリーサポートセンターとは？

**育児の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり
会員同士の支え合いで親子を応援する助け合い事業です**

ファミリーサポートは地域の中での相互援助活動です。
育児のお手伝いをしたい方による有償ボランティアで成り立っています。
依頼する方、サポートを提供する方、お互いの協力と歩み寄りにより支えられています。

利用するには

会員登録が必要です。※入会登録料 無料

<入会登録>

登録手続きに必要なもの

①入会申込書(利用会員用)

②児童票(お子さん1人につき1枚記入)

①②の書類はファミリーサポートセンターの窓口を用意してあります。

ファミリーサポートセンターのホームページからもダウンロードできます。

③写真(L版)・家族全員が写っている写真1枚

・お子さん1人で写っている写真(お子さん1人につき)1枚

④顔写真付き身分証明書(運転免許証またはマイナンバーカードなど)

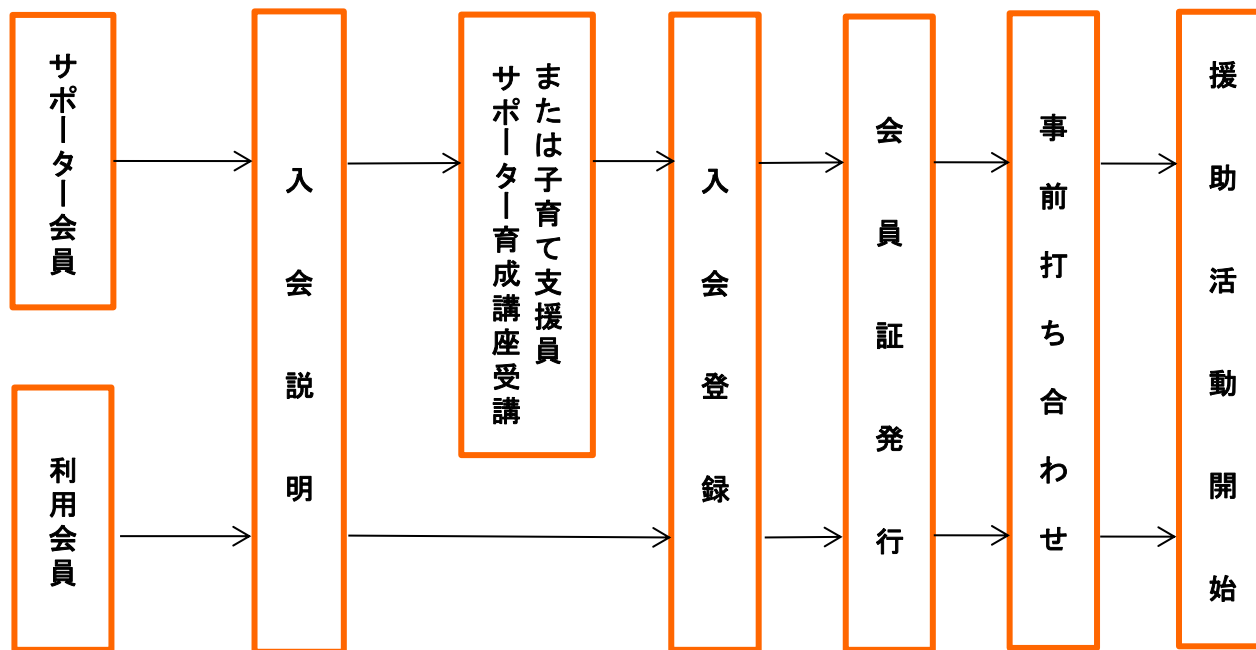
※顔写真付き身分証明書のご用意が難しい場合はご相談ください。

登録方法

センター開設時間内にファミリーサポートセンター窓口へ①～④をご持参ください。

登録完了後、後日センターより会員証を発行、発送します。

入会の流れ



会員の種類

会員の種類は3種類です。

育児の援助を受けたい人

利用会員

- ・守谷市在住、在勤の方
- ・生後6か月から中学校就学前までのお子さんを持つ方
- ・同意書の内容に同意いただける方（別紙1）

育児の援助をしたい人

サポーター会員

- ・守谷市在住の方
- ・サポーター育成講座を修了した方
- ・心身ともに健康で子どもが好きな方
- ・子育てのお手伝いができる方
- ・同意書の内容に同意いただける方（別紙1）

両方会員 : 利用会員・サポーター会員の両方に登録する事ができます。

※サポーター育成講座の詳細についてはファミリーサポートセンターにお問い合わせください。

お約束

- ・援助活動により知り得た秘密を漏らさないでください。退会後においても同様です。
 - ・政治活動、宗教活動又は営利を目的とする行為を行わないでください。
 - ・援助を依頼したときは、センターに報告をしてください。
 - ・依頼した援助内容を変更したいときは、センターに報告、相談をしてください。
 - ・発熱、風邪症状、体調不良など病気のお子さんや援助活動中に投薬が必要なお子さんの援助はできません。
- またサポーター会員も体調がいつもと異なるときは援助活動ができません。
- ・お子さんのことで伝えておきたいこと(アレルギーや転びやすいなど)は事前にお伝えください。

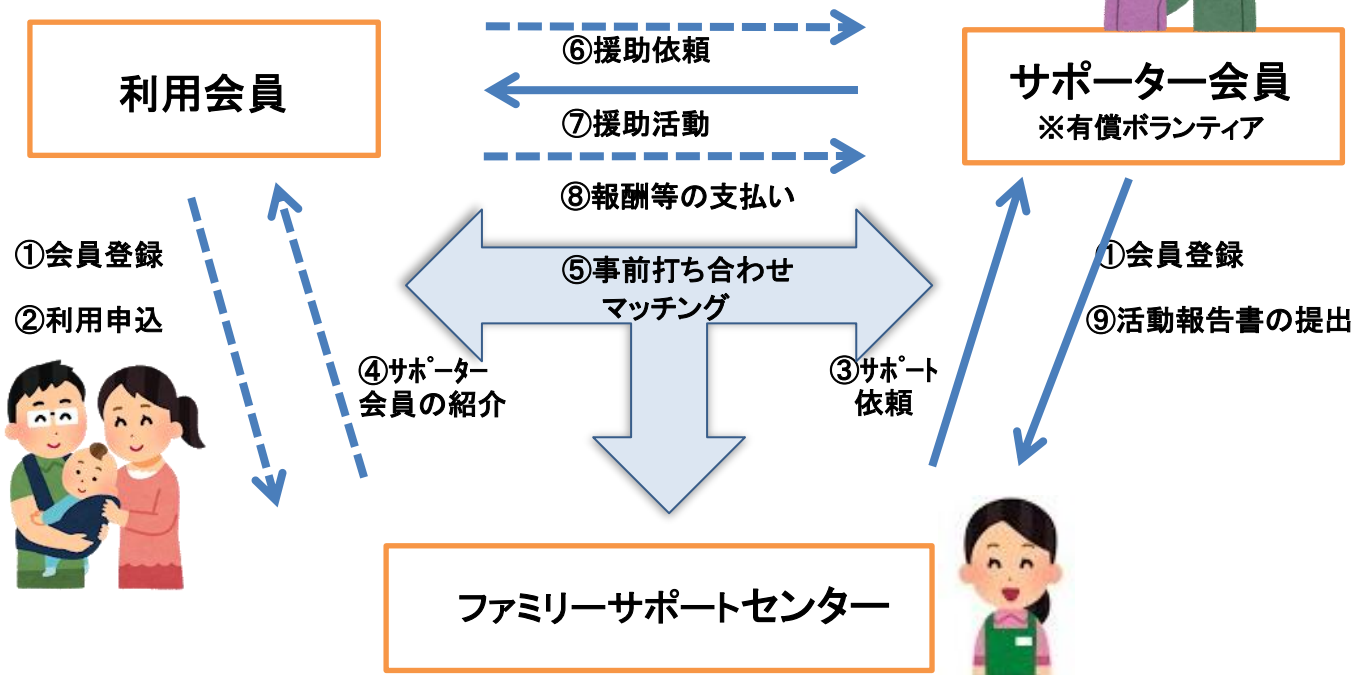


援助活動の内容

- ・小学校及び児童クラブ、保育所・幼稚園（以下「保育施設等」という）の開始時間前又は終了後にお子さんを預かります。
- ・小学校及び児童クラブ、保育施設等の休日または、その他の事由がある場合において臨時的にお子さんを預かります。
- ・小学校及び児童クラブ、保育施設等までの送迎を行います。
- ・預かる場所は、原則としてサポーター会員の自宅です。
ただし、会員間の合意により施設その他子どもの安全が確保できる場所も含みます。
- ・サポーター会員が援助活動ができる時間は、毎日午前6時～午後10時までです。
ただし、実際の活動はサポーター会員の可能な範囲内です。
- ・宿泊を伴う援助は行いません。
- ・援助は原則お子さん1人に対しサポーター会員1人で行います。
ただし、会員間の合意により複数人の援助も可能です。

※在宅援助は原則大人から大人へになります。

援助活動のしくみ



援助活動の流れ

- ①センターが条件の合うサポーター会員を紹介し、事前打ち合わせをします。

事前打ち合わせとは……

援助が始まる前に、センターで会員同士が顔を合わせて援助内容について打ち合わせをすることです。

事前打ち合わせでの確認事項

- ・援助内容の確認(日時・場所等)・アレルギー他の有無
- ・車使用の有無
- ・好きな食べ物, 嫌いな食べ物等
- ・食事, 交通費等
- ・好きな遊び, 眠るときのくせ等
- ・送迎の場合は送迎先の確認
- ・支払方法について …等

※事前打ち合わせをしていない内容は保険対象外となります。

援助内容を変更したいとき(時間やサポート場所の変更など)は、必ずセンターへ報告、相談をしてください。

- ②援助依頼

援助が必要になったら、サポーター会員に援助活動の依頼をします。

※連絡のやりとりはメールなどで行い、記録を残すようにしましょう。

- ③援助決定の報告

援助活動日が決まったら、センターに援助内容の連絡を入れます。

※援助取り消しの場合、サポーター会員とセンターに速やかに連絡してください。

(センターの開設時間外は留守番電話、メールにて受け付けます)

④援助活動開始前

- ・ 預ける日時(開始, 終了時間)はサポーター会員と確認しましたか？
- ・ センターへの援助内容の連絡は済んでいますか？
- ・ 緊急連絡先の変更等はありませんか？

(住所, 電話番号などの変更がありましたら, 必ずセンターとサポーター会員に連絡をしましょう)

- ・ お子さんの体調に変わりはありませんか？少しでも心配なことがあればサポーター会員に伝えてください。
- ・ お子さんの必要な持ち物は, すべて保護者が用意します。
持ち物すべてに記名をしましたか？
- ・ 保育施設等への送迎を依頼しているとき, サポーター会員の名前を施設長(園長・所長等)に伝えてありますか？

(連絡がないとサポーター会員であってもお子さんの引き渡しできません)

⑤援助活動終了後

- ・ 援助活動報告書の内容を相互確認のうえ押印します。
- ・ 報酬は原則, 利用した日にサポーター会員に支払います。

(定期利用の報酬は, お互いの合意があった場合に限り利用した月内の支払も可能です)

利用料金の基準

1. もりやファミリーサポートセンター実施要綱による「報酬に関する基準」は、次の通りです。

曜 日	時 間	報 酬 (1時間あたり)
月曜～金曜	午前7時～午後7時	700円
	午前6時～午前7時 午後7時～午後10時	800円
土・日・祝日	午前6時～午後10時	

- * 兄弟姉妹で預ける場合、2人目から半額になります。
- * 1時間以下の援助の場合、30分以下は基準額の半額とし30分を超える場合は1時間とみなします。また、1時間を超えた援助時間の端数が30分以下は、基準額の半額、30分を超える場合は1時間として計算します。
- * 報酬はサポーター会員へ直接支払います。

2. 実費について

- ・ 食事（幼児食 1食260円が目安です）
- ・ おやつ（50円～100円が目安です）
- ・ 交通費（電車、バス、タクシー等） 往復分かかります
- ・ 車の送迎を伴う援助の場合の交通費（1km 30円が目安です）

※車の使用には、利用会員とサポーター会員双方の合意が必要です。

また、チャイルドシート等を利用する場合は、利用会員が用意してください。

3. キャンセルについて

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 前日までのキャンセル | 無料 |
| ② 当日キャンセル(予約時間前) | 利用時間の半額 |
| ③ 当日キャンセル(予約時間後) | 利用時間の全額 |
| ④ 当日連絡なしキャンセル | 利用時間の全額 |

*** 利用会員が援助活動の依頼を取り消す場合は、センターとサポーター会員へ必ず連絡して下さい。急なキャンセルや日時の変更は対応できない場合がありますので早めにご連絡ください。**

補償保険制度

もりやファミリーサポートセンターでは、サポーター会員及び利用会員のお子さんが活動中に傷害を被った場合等に備え、以下の保険に加入しています。（保険加入費用はセンターが負担します）

1. サービス提供会員傷害保険

サポーター会員が援助活動中（サポーター会員宅と利用会員宅や保育施設等の往復途上を含む）に、傷害を被った場合において補償するものです。

保険種類	保険金額	補償日数
通院	日額 2,000円	90日
入院	日額 3,000円	180日

（対象外）むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの
（靴ずれ、しもやけ、日焼け等）他

2. 依頼子供傷害保険

利用会員のお子さんが、援助活動中に傷害を被った場合に、サポーター会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

保険種類	保険金額	補償日数
通院	日額 2,000円	90日
入院	日額 3,000円	30日

(対象外) ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの、「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの(靴ずれ、しもやけ、日焼け等)他
・感染症等の病気

3. 賠償責任保険

サポーター会員が、援助活動中に他人の身体または、生命を害したり財物に損害を与えた事により、法律上の賠償責任を負った場合に補償するものです。

4. お見舞金制度

利用会員のお子さんの加害事故、活動に起因した感染症(インフルエンザやノロウイルス)、車での送迎中の事故についてお見舞金(一律5,000円)が支払われる場合があります。

退会

- ・市外に転出したとき(ただし、守谷市在勤の方は、利用可)
- ・一番下のお子さんが、小学校を卒業するときは自動退会となります。

退会するときは退会届に記入し、会員証を添えてセンターに提出してください。
退会届は、センターにあります。(ホームページからもダウンロードできます)
自動退会の場合は不要です。

※退会の際、援助活動票はセンターに返却してください。

もりやファミリーサポートセンター確認事項および同意書<利用会員用>

もりやファミリーサポートセンターをご利用いただく際の同意事項となります。必ず全ての項目をご確認いただき、確認欄にチェックの上、署名をお願いします。

確認項目	確認内容	確認欄
施設援助・在宅援助		
1 個人情報取扱い	もりやファミリーサポートセンターでは、入会時に提供いただく個人情報（名前、セクター、業務、アドバイザ、業務、サポート会員との援助活動）のために利用いたします。目的以外に提供・利用することはありません。	
2 もりやファミリーサポートセンターとは？	もりやファミリーサポートセンター事業とは、育児の援助を受けたい人と、援助を受けたい人が会員となり、会員同士の支え合いで親子を応援する助け合い事業です。	
3 個人情報取扱い	援助活動中に知り得た個人情報（第三者に提供）をささないでください。退会後も同様です。	
4 ご利用にあたり	発熱、風邪症状、体調不良などの症状があるお子さんや、援助活動中に授乳が必要なお子さんの援助はできません。	
5 お預かりの前に	お子さんのことで話しておきたいこと（アレルギーの有無、性格やくせなど）は事前にお申し出ください。必要に応じて適切な対応をし、かねる場合があります。その際の応申し出がない場合、適切な対応をしない場合は責任は負いかねます。	
6 持ち物	お子さんの必要な持ち物等は、すべてに記名し、保護者が用意してください。	
7 施設援助	援助活動中の症状に備え、保険に加入しています（保険加入費用はセクターが負担します）。事故が起きたら必ずセクターへ連絡ください。※同居の有無に関わらず3歳未満の児童からの援助は保険の対象外となります。	
施設援助		
8 お子さんのお迎えについて	保護者以外の方がお迎えの場合は「送迎証」をお渡ししますので、お申し出ください。ご連絡がない場合は、お子さんの引渡しはできません。	
9 キャンセルについて	予約のキャンセルは早めにお願ひします。当日のキャンセル（台風・大雨・寒波等によるキャンセルを含む）はキャンセル料が発生しますのでご了承ください（キャンセル料は原則3週間以内にお支払いください）。キャンセル料の支払いが完了されない場合は、次の予約ができません。	
10 延長料金	お迎えの時間を過ぎた場合は、当セクター規定の延長料金をお支払いいただきます。	
11 緊急連絡先	援助活動中、体調不良や事故があったときには保護者の方にご連絡しますので、緊急時の連絡先の変更は必ずお知らせください。	

在宅援助	
12 援 助 場 所	援 助 場 所 は、 原 則 と し て サ ポ ー タ ー 会 員 の 自 宅 で す。
13 援 助 活 動 時 間	サ ポ ー タ ー 会 員 の 援 助 活 動 時 間 は、 毎 日 午 前 6 時 ～ 午 後 1 0 時 ま で で す。 た だ し、 期 限 の 援 助 時 間 は サ ポ ー タ ー 会 員 の 可 能 な 範 囲 内 で す。
14 事 前 打 ち 合 わ せ	援 助 開 始 前 に、 セ ン タ ー で 会 員 同 士 が 顔 を 合 わ せ て 援 助 内 容 に つ い て 事 前 打 ち 合 わ せ を し ま す。 そ の 際、 援 助 内 容 の 確 認（日 時・場 所、 交 通 費） や、 お 子 さ ん の 情 報（ア レ ル ギ ー の 好 悪、 性 格 や く せ） を サ ポ ー タ ー 会 員 や セ ン タ ー に お 申 し 出 し だ さ い。
15 援 助 内 容 の 変 更	※ 申 し 出 が な い 場 合、 速 切 な 対 応 を し か な る 場 合 が あ り ま す。 そ の 際 の 事 務 簿 に つ い て 当 セ ン タ ー で の 責 任 は 負 い か ね ま す。
16 援 助 活 動 の 依 頼	事 前 打 ち 合 わ せ を し て い な い 内 容 は 理 解 対 象 外 と な り ま す。 援 助 内 容 を 変 更 し た い と き（時 間 や サ ポ ー ト 場 所 の 変 更 な ど） は 必 ず セ ン タ ー へ 報 告、 相 談 を し て だ さ い。
17 報 謝 の 支 払 い	援 助 が 必 要 と な っ た 場 合、 サ ポ ー タ ー 会 員 に 援 助 活 動 の 依 頼 を し ま す。 運 送 の や り と り は マ ー ル な ど で 行 い、 配 送 を 委 託 す よ う に し て だ さ い。
18 援 助 の 取 消 し	報 謝 は 原 則、 利 用 し た 当 日 に サ ポ ー タ ー 会 員 に お 支 払 い だ さ い（正 期 援 助 の 場 合、 報 謝 は 利 用 し た 月 内 に お 支 払 い だ さ い）。 報 謝 の 支 払 い が 完 了 し な い 場 合、 次 回（正 期 の 場 合 は 翌 月）の 援 助 が で き ま せ ン。
	援 助 の 依 頼 を 取 り 消 す 場 合 は、 早 め に セ ン タ ー と サ ポ ー タ ー 会 員 へ 連 絡 し て だ さ い。 当 日 の キ ャ ン セ ル は キ ャ ン セ ル 料 が 発 生 し ま す の で、 こ こ へ 承 け だ さ い（キ ャ ン セ ル 料 は 報 謝 金 額 以 内 に お 支 払 い だ さ い）。

令和4年4月まで

私は、 もりやファミリーサポートセンターへの入会にあたって確認内容を理解し、同意します。

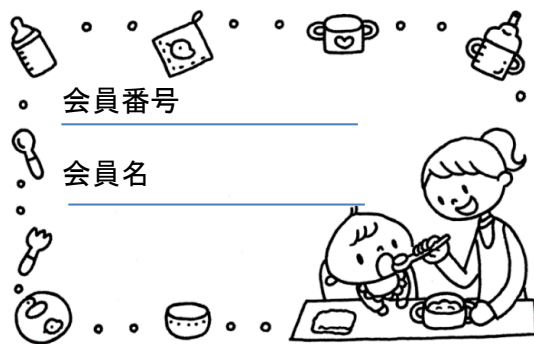
住 所：

記入日 年 月

保 護 者 氏 名：

児童から見た説明：

もりやファミリーサポートセンター 説明書





もりやファミリーサポートセンター

〒302-0119 茨城県守谷市御所ヶ丘五丁目25番地1
守谷市市民交流プラザ内

TEL 0297(45)2432/FAX 0297(45)2705

受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
(日曜日, 年末年始12/29～1/3を除く)